

# 都市・住宅建設における専門職能形成の史的考察

—都市計画プランナーの職能形成プロセス—

藤田忍・住田昌二

## A Historical Study on Professionalization in City Construction and Housing

—Professionalization Process of Planners—

SHINOBU FUJITA and SHOJI SUMITA

### 序

近年、生活空間の建設はフロー対策面でもストック対策面でも行き詰まりがみられる。

無秩序な大都市圏の形成によって、過密で劣悪な問題地域も手がつけられずに残っている。そうした状況を打開するために、様々な計画理論や事業手法が多くの識者から提案され、実際にそのうちのいくつかは、建設プロジェクト、地域対策として具体的にすすめられている。その際、常に大きな問題として残されるのは、企画、計画、事業の推進調整にあたる専門的技術者の質と量である。技術の担い手を思いきって強化することが、現在の街づくりのカギをにぎっているといっても過言ではない。

我が国の建設に関連する専門的な技術者のうち、とりわけその概念が不明確なのは、こうした生活空間の企画、計画のレベルの専門的職能、すなわち、いわゆる都市計画プランナーであろう。

欧米においては、アーキテクトと並んで職能を確立している都市計画プランナーが我が国では、なぜ、不明確なのか。都市建設、住宅建設を職能史という側面から再検討することは、きわめて重要な課題と考えられる。

### 研究の目的

上のような視点で、本研究の目的を整理すると次の2点となる。

- ①都市計画プランナーが、我が国の都市建設、住宅建設の歴史上でどのようにして形成されつつあるのか。その概念をつかむために、具体的には、どのような背景のもとに、どのようなサブプロフェッションとして構成されてきたのかを検討する。
- ②都市計画プランナーを主な対象として、建設分野全般に通じる普遍的な専門職能形成のプロセスをさぐ

る。社会的な要請、技術の発展、職域の形成、職能団体の運動等の要因が、専門職能の形成、社会的定着についていかなる役割を果たすかを検討する。

### 研究の対象

#### （都市計画プランナーの定義）

本研究の対象は以下の2種の技術者である。

①都市計画プランナー；「地域生活空間の現況を把握し、将来像を描き、その目標達成のための空間建設、制御の技術をもち、企画、計画に職業として携わる専門的技術者」とする。ここでいう「企画」は、政策の立案、事業等の推進調整などを含む広い概念である。

②都市計画の周辺分野の技術者；土木、建築、造園など、都市計画と隣接する分野の技術者についても、プランナーと区別が不可能なほど近い場合は、適宜考察の対象とする。とくに、既存専門職能から都市計画プランナーという新しい領域へ離脱する地点に着目する必要があると考える。

### 考察の視点

①都市計画プランナーに関して以下7点に着目する。各々の要因が職能形成にいかなる影響を与えたのか。又、その相互関連はどうであったかという点を見る。(i)社会的・経済的要請、(ii)主なテーマ、プロジェクト、課題、法制度、(iii)技術、手法、理論、(iv)職域、(v)職能団体、(vi)資格制度、(vii)専門教育。

②既存専門職能からいつ、どのような契機によって都市計画プランナーの領域へ足を踏み入れたか。社会的にはどのように認知されたか。

③誕生した都市計画プランナーは、どのように発展してきたか。又、今後どのような方向へ発展していくのか。

以上、3つの視点から考察を進める。

## 時 代 区 分

便宜上、4つの時代に分けて、時代ごとの特徴を鳥瞰した上で、特に注目すべき現象を数件あげ考察をする。

- ①戦前・戦中期 昭年20年以前（～1945）
- ②戦災復興期 昭和21年～昭和35年（1946～1960）
- ③「高度経済成長」期 昭和36年～昭和48年（1961～1973）
- ④「低成長」期 昭和49年以降（1974～）

## 1. 戦前・戦中期 昭和20年以前（～1945）

## 1. 概 略

明治元年から昭和20年にわたる約80年間は、明治維新に始まり、富国強兵、殖産興業のかけ声の下に、絶対主義的天皇制下における資本主義の形成期であった。特に昭和に入り軍国主義体制を強化すると併行して、戦争遂行のための国家総動員体制がつくられる。このような社会的経済的な動きは当然都市計画及びそれに関わる技術者の動きに大きく反映する。

この時期の主なテーマ、プロジェクト、法制度をみてみる。銀座レンガ街、官庁集中計画といった外人建築家による欧米直輸入型の都市設計を経て、東京市区改正に代表される土木系の実務家を中心とした行政都市計画の源流を見出すことができる。1919年市街地建築物法と同時に公布された都市計画法は、技術及び職域をオーソライズするという点で画期的であったが、その実態は街路、公園、地域地区を土木、造園、建築各々の出身者に分担させ、唯一事業手段として区画整理を持つにすぎなかった。そして、その中心は、区画整理によって生み出す街路である。

産ぶ声をあげたばかりの都市計画法を最初に訪れたのは、関東大震災後の帝都復興事業である。灰燼に帰した広大な焼野原は、それまで郊外地に宅地と道路を生み出すにすぎなかった区画整理手法に対して、既成市街地に適用するという経験を与えた。ここで集中的に蓄積された技術は、その後、名古屋等の他都市や中国大陸、台湾などの占領地都市へ伝わり、さらに、昭和20年の敗戦に至り、戦災復興を進める原動力となる。都市計画の底流には技術の継承、発展があり、時として、それが、都市計画全体の方向づけに決定的な影響を及ぼす。

技術を継承し、普及する担い手は、なんといっても技術者であり、技術者集団としての組織であろう。上述した技術の展開に即して、技術者及びその属する組織＝職域の流れをみてみる。各々のテーマ、プロジェクトに対

応して、行政内部に部局が設置されているが、とくに、都市計画法公布に際しては、内務者に都市計画課（後に一時局）が、そして各地方には都市計画地方委員会がおかれる。内務省から出向した都市計画技術者は地方委員会技師という肩書きとなる。内務省がその後一貫して都市計画技術者を育て輩出していくことになるが、都市計画課以外でも、地方局による田園都市構想、社会局（加えて厚生省衛生局）による住宅政策等の展開をみると併行して、技術者の多くが帝都復興院に総動員される。帝都復興院は、次章でのべる敗戦直後の戦災復興院とともに、技術の集中的蓄積を技術者の緊急的な総動員によって実現した単一目的技術総合型の組織である。この特徴は国家政策上明白な単一目的にむけて、種々の技術を短時日のうちに総動員し事業を完遂するというもので、その技術突破、技術の総合化の経験は、多くの人材を生み出し育て、そして、多様な分野に輩出してゆく。技術の集中と拡散のプロセスがつくりだされる。

こうした、技術及び人材の層の厚さが、昭和10年代の占領地都市計画や国内における国土計画、地方計画といった都市計画技術の開花をもたらすが、戦争末期にいたって、軍事上の要請から都市計画界はやがて防空一色に塗りつぶされていくのであった。次節で、この時期の特徴についてみてみたい。

さらにもう1点おさえておきたいのは職能団体の動きである。都市問題、都市計画に関する団体としては、都市研究会（1917～）や、名古屋における都市創作会（1926～）があったが、建築と都市計画の境界領域の行政に携わる技術者たちの団体として建築行政協会の活動がある。これについても次々節でとりあげてみたい。

資格制度の動きは、他分野と同様めだった動きはみられない。専門教育も帝国大学における土木、建築、造園の中の一科目としてあったにすぎない。都市計画の講座としては大正11年京都帝大土木学科に都市計画講座、戦時中に東京帝大第2工学部に防空、都市計画講座が開催されたのみである。実務レベルで都市計画の専門家が、ようやく生まれ出た頃、学問、教育のレベルでは未だ独自の体系とは、なっていないことがわかる。技術の発生、職能の社会的定着に対して教育の整備は若干のタイムラグがあったのである。

## 2. 占領地都市計画及び防空国土計画、地方計画と内務官僚プランナー

我が国の都市計画職能史の上で、都市計画プランナーという専門職能が一体何時あらわれたのかというのは、かなり難しい問題である。一個人の出現というレベルで

はなく、社会的な技術者集団として登場したという点でいえば、昭和戦前期、当時の占領地であった満州、中国、台湾、朝鮮において都市計画に携わり、同時に国内では、防空計画を軸とした国土計画、地方計画の政策立案を行なった内務省の官僚都市計画プランナーたちをあげることが妥当であろう。

確かに、明治21年の東京市区改正条例から始まり、大正8年の旧都市計画法公布を経て、関東大震災後の震災復興土地区画整理事業に至る過程の中で、都市計画に関わる技術者たちがいるにはいた。行政の組織でいえば、市区改正のための委員会や部局が東京はもとより大阪でもつくられ、又、都市計画法公布にともなって内務省には都市計画課(局)が置かれ、さらに都市計画地方委員会には各々技師が配属された。しかしながら、昭和初期に至るまでの、都市計画技術者たちは、その出身学科によって、土木は街路、造園は公園、建築は地域地区という具合に、技術対象を分担し、又、唯一都市施設の整備事業手法として耕地整理法を準用した土地区画整理事業を持っているにすぎなかった。3つの母体となる専門職能に深く依拠したままのスペシャリストたちであった。土木施設や建築単体の設計、計画技術の単なる延長ではなく、都市空間、地域空間の将来像を描き、建設プロセスの制御を行なうという都市計画独自の技術領域が都市計画プランナーにはあってしかるべきであろう。

そういった点からみて、昭和10年代には、都市計画プランナーの出現とあって差しつかえないほどの技術展開がなされている。

当時実際に現地で都市計画にかかわった高山英華は、以下のように述べている。「内地では法律その他、非常にむずかしい制約がありまして、思い切ったことが出来なかった人たちが、植民地で新しい法律だとか都市計画の手法を実験する立場という形で参画された方が非常に多い」<sup>1)</sup>「朝鮮の建築物法」<sup>2)</sup>「関東州計画」<sup>3)</sup>「満州国…都邑計画法」<sup>4)</sup>などを作成した。「特に土木、緑地の諸先輩は満州国に行きまして、新京の都市計画初め上海、北京あるいは広東という形で行きました。私も内田先生に連れられて大同の都市計画というところに行き、当時の新しい手法を現地に適用するというような機会がありました。」<sup>5)</sup>

ここでふれられている「緑地の諸先輩」というのは折下吉延をはじめとする造園系のプランナーのことである。「当時の都市計画のスタッフには土木系ばかりでなく造園系の人が多く、これは折下吉延が復興局時代の部下を呼び寄せたためである。」「満州の都市計画はこのように帝都復興事業で指導的役割を果たした人々の指導の下

で内務省から出向した若い技術者が立案したのである。<sup>6)</sup>

このように、それ以前の国内の大都市では及びもつかない様々な都市計画の実験が可能だったのは、震災復興事業を契機に培われた都市計画関連の技術者集団のパワーと、なによりも強大な軍隊に支えられた公権力の存在があったからに他ならない。震災復興を舞台に生み出されたのは、主としてそれまで経験のなかった既成市街地への区画整理技術の適用であった。しかし、画期的な技術革新、技術力を総結集する組織のあるところでは残す成果は事業のみではない、むしろ、人材を育て、次にやってくるさらなる技術革新、飛躍の土台をつくるのが大きい。昭和10年代に国外で花開いた都市計画技術の底流には、震災復興以来の連綿たる技術者集団の人脈があったのである。

活況を呈したのは外地ばかりではない、むしろ国内における着実な都市計画行政の整備と、地方計画、国土計画の活発な議論が、新天地における可能性を求めて国外へ広まったという見方もできる。

地方計画、国土計画はどうであったか。政府は昭年15年8月1日に基本国策要綱を発表したが、その中に「国土開発計画をいかに定むべきかについて企画院が中心となって研究を重ねた結果、同年9月24日国土計画作成要綱が閣議決定された。これが日本における国土計画の最初である。」<sup>7)</sup>そして、この時期と相前後して武居高四郎、石川栄耀らの地方計画論が刊行され、内務省による「大ロンドン地方計画」「中部ドイツ地方計画」等の訳もされている。こうした地方計画、国土計画は防空計画と結びつくことによってそのリアリティを高めた。かくて、テーマでいえば防空都市計画が、組織でいえば防空局、後の防空総本部に動員されたプランナーたちの手によって進められることとなる。

### 3. 建築行政と都市計画行政の接点、建築行政協会

ある時代の専門的な技術者の像をつかもうとする場合の一つの方法として、彼らが所属する職能団体に着目し、その動きを追跡するというやり方がある。本節では戦前期、主として建築行政と都市計画行政の接点に組織された建築行政協会に焦点をあててみたい。時は昭和の10年代。市街地建築物法と旧都市計画法という車の両輪といわれる2つの法律体系のもとに、各々の行政に携わる技術者が全国的に結集している。機関誌「建築行政」を垣間見ることによって、当時の建築及び都市計画における専門職能の分化と総合の状況をつかむことが可能かもしれない。

建築行政協会は、昭和11年10月9日内務省において開

催された全国建築主任官会議終了後、内務省都市計画課技師菱田厚介より提案があつて結成された建築及び都市計画の行政マンの全国組織である。機関誌建築行政第1輯第1號は昭和12年2月に発行されている。その巻頭をかざっている設立趣意書によれば「建築行政関係者並ニ先輩方ヲ網羅シテ」「事務の研究連絡と会員の教養親睦ヲ企図」したのがその目的となっている。

次に、掲げられた会則を見ていく。「第4条本会事務所ハ内務省都市計画課第2技術室ニ置ク」となっており、当時建築行政を担当していた第2技術室が中心になっている。第9条には「顧問トシテ内務省都市計画課長ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス」とある。又、備考欄の会員資格の項には正員として「1. 市街地建築物法関係職員（事務及技術職員）2. 都市計画委員会職員ニシテ特ニ建築ニ関係アル者」という規定がされている。賛助員についても「都市計画関係職員」「市街地建築物法関係以外ノ建築行政ニ関係アル職員」等であり、これらの規定はいずれも、この団体が市街地建築物法に基く建築行政を中心に都市計画行政にまたがった領域における専門家の団体であることを意味している。

会員数をみてみよう。発足当初の昭和12年1月で正員が632名、賛助員が86名、合計718名となっている。建築規制行政マンと建築系都市計画行政マンを合わせて、当時の我が国に最低六百数十名いたことになる。正員数の多い順に所属機関をならべてみると東京193、大阪107、愛知57、兵庫51、神奈川42、京都30、内務省25、福岡23、北海道20となり、正員ゼロが台湾、朝鮮、満州などを含めた13県、1ないし2が19県となっている。著しく大都市に偏在していたことがわかる。市街地建築物法が施行されて16年経過し、適用都市数も150を越えていたが、一部の大都市をのぞき、ほんのわずかの人員で事務を担当していたのである。2年後の昭和14年3月の会員数でも基本的な傾向はさほど変わらない。正員が719名と全国で90名程増加している他、賛助員が86名から158名と倍になっている。この賛助員の内訳は東京が8名から30名になり台湾、朝鮮、関東州といった占領地で、4名から61名と急増しており正員が依然として0名であることを考えると、これらの外地での当時の都市計画行政の活発さをうかがい知ることができる。

次に構成員の職能別の内訳を若干詳しくみてみる。会員名簿に当る資料が不明であるので、機関誌の記事、論文執筆者の紹介欄によって推察する。創刊1号の執筆者は総勢20名。内務省都市計画課所属の内務技師が3名、警視庁建築課、警視庁技師4名、都市計画東京地方委員会技師1名、その他は地方の建築畑の技師や技手であり、

大阪府建築課が3名、神奈川県建築工場監督課2名が目だつ。

秋田県、石川県、三重県、和歌山県、山梨県では、いずれも保安課となっており、建築警察の技師、技手が中心メンバーとなっている。これに対して2年後の執筆者欄をみれば、防空関係者が入り、わずかの期間に建築行政に対する戦時下の要請が強くなっていることの反映である。

かくして、建築系行政マンの職能団体とでもいえる組織が成立したのであるが、これは、専門職能の確立という文脈からいえばどのような意義を持っているのであろうか。

専門職能の社会的定着の度合を測るひとつの指標として職域の形成がどこまで進んだかという点がある。職域の形成はさらに仕事に対する需要と、それに応えるための職場とポストの設置という2要素に分けて考えることができる。仕事に対する需要とは、特定の専門領域に関する要請が、持続的になおかつ一定量発生するということであり、職場・ポストの存在は、職業としての成立条件である。前者の「内容」から生まれる「形式」といえる。

今、市街地建築物法施行後16年を経過した建築行政関係者の職能を見ているわけである。法に基づく監督行政という業務の発生と、地方庁の建築警察部局警察技師という職場、ポストの確保が、建築系行政マンの職域を形成している。

それでは、それに加えて建築行政協会の発足は何を意味するのか。

それは第1に、技術の水準を高める必要性が大きくなったこと、そしてそのためには、第2に、行政組織の枠を超え、実質上、建築行政と都市計画行政の総合化をはかる事が不可欠であったこと、第3に、それは、都市計画分野における建築系出身者の要求とも合致していたことの3点があげられる。

つまりこの時点では、建築、都市計画という行政組織の論理は、建築関連規制行政に関わる技術者群という専門職能の論理に、いとまたやすく乗り越えられていると見ることができる<sup>8)</sup>。逆に、都市計画分野に進出した建築系出身者が、主流をなす土木系出身者と対抗するためには、母体の専門職能である建築に強く依存する必要があるという解釈もなりたつであろう<sup>9)</sup>。

## II. 戦災復興期 昭和21年～昭和35年（1946～1960）

### 1. 概 略

国破れて残されたのは山河のみではない。一面焼け野



原となった戦災都市が残り、その復興が当時の都市計画上の第1の課題として残されたのは誰の目にも明らかであった。加えて、進駐軍の交通網整備という需要によって、時ならぬ土建ブームがまきおこる。又、戦時中の極端な軍時部門偏重の公共投資は、治山治水をはじめとした国土の整備に数十年のブランクをつくり出し、その矛盾は、この時期水害として集中的に顕在化する。道路整備、治山治水を中心とした土木系の事業が、この時期の第2の課題となった。さらに、食糧増産のための基地づくりとして農業土木、エネルギー開発としての水力発電用のダム建設が盛んになるその一方で、鉄道、港湾の整備も進められ、道路も本格的に建設され始める。ひと言でいえば、戦災復興と、1960年代の工業化の準備をする生産基盤整備がなされた時期であった。

こういった諸課題をこなしてゆくためには、人材面も強化されねばならない。前節の震災復興事業をうけつぎ、戦災復興院を設置し、今回は全国的規模で計画、事業が進められる。急激に増大する土木工事量は、技術者の職域に変化をもたらす。敗戦直後の測量系の事務所の増大、道路、港湾、鉄道などを契機とした土木系総合コンサルタント事務所の発生をみる。

内務省の解体、建設省の設置といった中央官庁の大変動に引き続き、地方自治体における都市計画部局の整備公団、公社等の公的デベロッパーも設立されていく。

職域だけでなく、学協会といった職能団体、業者団体、学術団体も数多く発足し、建築士や測量士など基本的な資格制度も併行して確立される。専門教育も制度改革による新制大学の整備という形で進められる。未だ、土木、建築、造園といった既存専門職能に深く依存しつつも、都市計画の独自領域を徐々にではあるが築きつつあったと、この時期をみることができる。

## 2. 戦災復興院の戦災復興事業

新しい専門職能が形成される時、様々な要因が促進要因として機能するが、そのうちで最も重要なものは、何といってもプロジェクトの発生と職域の形成である。そういった点から、戦前・戦中のプランナーの萌芽期と戦後の展開期の橋渡しをしたプロジェクトと職能、すなわち、戦災復興事業と戦災復興院をとりあげてみたい。

まず、戦災復興計画及び事業はいかなる特徴をもっているか。一言でいえば、計画策定のスピードであり、かつそれと対照的な事業の遅延、縮少である。

戦災復興院の方針は「一刻も早く土地利用計画をたて、それにもとづいて街路計画を決め、区画整理実施の態勢をとれ」<sup>10)</sup>ということであり、「115の戦災都市はその方

針をうけて、1946年11月にははやくもその88%の都市が街路計画の、その93%が区画整理の都市決定を行なった。……このスピードぶりは、あの戦後の混乱を考えると実に驚くべきことである。<sup>11)</sup>

この驚くべき早さを可能にした背景として区画整理を中心とする技術の蓄積と、技術を担う技術者集団の存在を無視することができない。すなわち、大正12年以降の震災復興区画整理事業に始まる我が国の区画整理技術は昭和8年の内務次官通達「土地区画整理設計標準」に至って一応の体系が整う。これが昭和21年6月の「戦災都市計画の計画標準」にも拡充され、同年9月に「復興国土計画」が発表されている。この根幹をなす理論については「戦時中の国土計画を主導した石川栄耀の理論によるところが大きい」<sup>12)</sup>とされているが、これを全国津々浦々まで短時日のうちに徹底させるには、集団としての技術者群、組織としての計画体制が整っていなければならない。戦災復興事業を推進するためにどのように人材が動員されたのであろうか。

昭和20年11月5日「各省に分散していた戦災地の都市計画、住宅および官庁営繕を一括して所管する」<sup>13)</sup> 戦災復興院が発足した。中央においても地方においても当時の建設関係の技術者を総動員している。例えば、内務省都市計画以外に当時住宅政策を担当していた厚生省社会局住宅課、官庁営繕を担当していた大蔵省管財局なども組み込んでいる。又、地方においても、人材確保のために思いきったことをやっている。単に戦災復興事業そのものだけでなく建築統制の末端事務もやらねばならない。このためにだけでも「2,000人の建築監視官などの増員」<sup>14)</sup>が必要であった。当時の都道府県の建築行政、都市計画行政の機構は極めて「貧弱で、独立した建築課があるのは、少数の比較的大きな府県のみであった。そこで、これらの府県では、建築課長以下の主な職員をすべて……戦災復興院建築出張所の職員にあてるが、同時に府県吏員併任として、もとの行政組織を「丸ががえ」<sup>15)</sup>することによって、人材を確保したのである。

このように戦災復興院は計画策定と事業体制づくりを進める一方で、外部の専門家を活用し都市の基本計画を策定する新しい試みも行なっている。戦災復興院嘱託制度である。

「戦災復興院は、全国の戦災都市から当時典型的であると考えられた青森、前橋などをはじめ12<sup>16)</sup>の都市をえらび、復興計画立案のための基礎調査を建築家・都市計画家に委嘱した」<sup>17)</sup>しかしながら、実際の復興計画及び事業は、これとはほとんど無関係に進み、せつかくの調査

計画も「十分な成果を挙げるができなかった」<sup>18)</sup>とされている。「派遣期間が僅かに20日間であり、終戦直後のこととて各市共、ほとんど基礎資料を欠いて」<sup>19)</sup>いたこともあるが、なによりも、ここでは建築系の都市計画専門家が実際の官庁系都市計画の厚い壁の前に立ちうちできなかった点に注目する必要がある。

当時復興計画に携わっていた技術者が匿名の座談会で「今度の復興事業は各県共に、土木部長の所管であるし、各市にも局とか部とかが設置されて居るが、幹部は大概土木技術者で占めて居る。それに以下関係の技術者も殆んど土木出身者である」<sup>20)</sup>とのべているように、戦前戦中を通じて築きあげてきた確固とした土木系の官庁都市計画の技術体系と技術者集団が存在していた。したがって、囑託となった建築系都市計画家にまかされたのは、「戦災復興計画の主要な内容である街路計画、公園緑地計画そのものではなく、土地区画整理（設計）でもなく、あくまで土地利用計画であった」<sup>21)</sup>地域地区を中心とした土地利用計画だけを他の計画から切り離して独立に論ずるところに無理がある。高山英華、丹下健三、武基雄らの大学研究室の建築家、都市計画家、平田重雄、伊藤重雄らの民間建築家、亀井幸次郎らの住宅営団技師といった建築学からの官庁都市計画への参入は、かくして行く手をさえぎられてしまった。

現時点から振り返ってみれば、あたかも民間コンサルタントの先駆ともいえるこの試みは、早すぎた登場のせいか形になる成果を残さぬまま都市計画史の片隅に埋もれてしまっているのである。

計画策定をめぐるこのような動きとはうらはらに、事業そのものは、遅々として進まない。とりわけ、地方都市においては「財政基盤の弱さからくる計画実施の遅延と縮少、およびスタッフの不足からくる技術的欠陥」<sup>22)</sup>が問題として指摘されている。計画策定レベルでの技術者がいくら確保されても、実施レベルを担う技術者がいなければ現実には動かない。

「計画の理論は一斉に美しく花ひらいた」が「この時期がわが国における輝かしい都市建設の一員となることを防げたもの」は「市民の都市計画を手中のものとしようとする都市計画運動がこの時期に欠けていたことにあった」<sup>23)</sup>そして、職能史の立場からいえば、そうした都市計画運動と連帯してゆく専門技術者のパワーが不足していたことを意味しているといえる。膨大な量の戦災復興事業、日本国中の都市建設という点では専門技術者運動の力ははるかに及ばず、又、欧米流のプロフェッショナルリズムにも向かいはしなかったが、高揚した土木技術者等の運動はそれでも一つの方向、ある「成果」はもたら

した。建設省の設置である。

「封建的なもの、軍国的なものを一掃し、平和な民主主義国家を建設する目的で約1万5,000名の土木技術者が結集して1946年（昭和21年）12月7日に全日本建設技術協会（委員長兼岩伝一）が発足した。この協会が国土再建計画の樹立、実施、土木技術者の地位向上（法科系官僚の優位打倒）をめざして総合建設省設立運動を展開し、その結果として建設省が実現した」<sup>24)</sup>とされているが、それは、又、当時数千人に及ぶ内務省から全国の県へ派遣していた技術者の受け皿を確保することになった。マンパワーの論理がまちづくりの論理を先導する例といえる。

### 3. 日本計士会の夭折

敗戦直後は国全体が大きく変革をせまられた時期であり、それは都市計画の分野においても例外ではなかった。

テーマでいえば、戦災復興が活発に行なわれた時期であり、職域でいえば、戦災復興院から内務省の解体を経て建設省が設立される時期であった。と同時に、都市計画プランナーの職能をめぐって1つの試みがなされたものもこの時期の注目すべき動きである。それは一体何か。

都市計画協会発行の雑誌新都市の昭和22年4月号（第1巻4号）誌上に図1のような囲み記事が掲載された。

**日本計士会の誕生**

都市計画の民主化や、計士技術者の技倆や責任の問題は現在の日本に於ては重要な事柄であるが、先般東京建設局の石川榮雄氏東大の岸田日出刀氏早大の佐藤武夫氏等が中心となって計士技術者の有志を集め、去る三月二十九日、東京、銀座の交詢社で、日本計士会の發會式を上げたが地方計士及都市計士技術者の全般的参加を望んでいる。

（注 本文中、石川榮雄となっているのは、石川榮輝の誤植と思われる）

図1 新都市1巻4号（昭和22年）の囲み記事

文面を見れば明らかなように土木出身及び建築出身者による都市計画に関わる団体の結成を唱っている。その実態と性格を明らかにするために新都市誌上の記事をしぼし追跡してみる必要があろう。

新都市の翌々月の第1巻6号誌上に関連する2つの記事が載っている。その1つは「都市計画の民主化——PAM座談会」という議事録であり、いま1つは日本計画

士会の役員名簿及び日本計画士会会則である。

前者についてみてみよう。PAMとは都市計画家懇話会(Planner's Afternoon Meeting)と称する有志の組織であり、説明によれば戦災復興院の牧野、早川、小宮の3技官が幹事となり、当時既に1年間に渡り月1回のペースで会合を持っている。その出席者の顔ぶれを見ると、戦災復興院を中心とした都市計画行政の関係者の集りであることがわかる。ここで注目されるのは、戦災復興院内務省及び都市計画協会と並んで日本計画士会秀島乾の名が見つけられることである。日本計画士会は、官庁プランナーの間で公認された団体の1つであった。

ひき続く誌面に掲載されている計画士会の役員名簿と会則を検討することによって、どのような団体なのか探ってみよう。

幹事	理事	理事長	日本計画士会役員
牧野邦雄	塩澤立夫	小坂清志	
市川清	五十嵐醇三	近藤謙三	
沼田征矢	谷口武之	佐藤成夫	
北村徳太郎	伊東五郎	太田謙吉	
石川榮耀	笠原敏郎	丹下健三	
小宮英夫	木村英太郎	伊藤鉦太郎	
松井達夫	前川勲	高浦龜城	
櫻井日出	岸田日次郎	龜井幸次郎	

図2 新都市1巻6号(昭和22年6月1日)

役員名簿(図2)によれば、会長に建築出身で当時都市計画の第一人者の笠原敏郎、理事長に土木出身の石川栄耀の名があがっている。さらに理事および幹事に目を転ずれば、出身分野では土木、建築、造園から、又職域では戦災復興院等の官庁を中心に、一部大学と建築設計事務所の研究者、技術者から構成されている。前述したPAMの有志懇談会的な性格とは若干異なるいわば、当時の都市計画界の第一人者を総動員した一大勢力の総結集の感がある。

ではその目指す方向担うべき役割は何であったか。会則は6章33条構成の体裁を整えており、日本計画士会(Japanese Institute of Planners—J. I. P)会則と銘打っている。当時既に存在した英国TPIを範としているように見える。

第1章総則で、計画技術の向上と技術の社会的責任の明確化という2つの目的を掲げた後、その目的を達成するための事業として調査・研究活動の実施、実施機関としての研究所の設置、又研究会の開催などが示され、創立当時の並々ならぬ意気込みが感じられる。

一般に職能団体の形成は、技術が体系化され、その職域が確定されると併行して、業務の独占を図り特権を得るために団体を結成することに始まる。したがって、加入の際の技術水準の確保と、それに連なる資格制度の確立をどうしても射程に入れざるを得ない。

第7条の加入者の資格について以下の規定がある。

1. 都市計画技術の経歴五年以上で重要な計画の主導的位置に居た者。
2. 都市計画技術の経歴10年以上で計画の重要な技術を担当した者。
3. 都市計画に関する研究、指導をなし且つ計画の実務に携ったことのある者。

この3点のいずれかに該当する者に対して理事会が審査を行ない入会を認める。入会を認められた者は「計画士(City and Regional Planner)」と称する(第8条)。

そして、会則の末尾にある「参考」の欄に「この会は計画士の資格を法定のものとするよう努力する。」との文が見られる。日本計画士会は、都市計画プランナーを専門職能として社会的に認知させる、そういう意図を明確に掲げたいいわゆる職能団体なのであった。

現時点で、都市計画関連団体の中に日本計画士会の名はどこを探しても見つけることができない。この職能団体がその後どのような道筋をたどっていつかへ消え去ってしまったのか、解くべき謎は多い。

今しばらく新都市誌上でその足跡をたどってみる。

2年後の昭和24年5月号に日本計画士会事務局局長秀島乾の署名で「新都市計画法の立法を急げ」と題する文が掲載されている。又、同年12月号に都市計画研究連絡会(事務局は建築研究所内、文責は日笠端)名で「都市計画研究課題目録について」という記事があり、その中に日本計画士会秀島乾、木村三郎、木村英夫、五十嵐醇三の名で都市計画研究の課題があげられている。計画士会の場で都市計画研究が続けられていることがわかる。

さらに翌年昭和25年5月号に葉屋弓夫の署名で計画士会の集まりが紹介されている。「都市計画のベテラン——とまでは言えないが、少くとも理論に於てはOB級の面々が数名集って」「首都建設法案のこと、広島、長崎の平和、文化都市計画のこと国土開発法案のこと」等について「放談」している。少くともこの時点までは、会としての活動を続けている。

元東京都技師であり現在都市計画協会嘱託の前島康彦によれば、秀島乾は「22年自ら計画士会創設事務局長として東奔西走したけれども、これも物にならずじまいであった<sup>25)</sup>」わけで「都市計画学会が創設された昭和26年ごろにいつのまにか立ち消えになった<sup>26)</sup>」ということ

ある。ここで日本都市計画学会の昭和26年から47年までの約20年間について歴代の会長および副会長の氏名を見ると延べ33名のうち20名の会長、副会長が前記の計画士会役員によって占められている。いうならば、当時の主メンバーはその活動の場を計画士会から都市計画学会に移したと考えてよい。計画士会は、名称こそ都市計画史の表舞台から消えたものの地下水脈のようにその生命を保ち、やがて、都市、地方計画部門の技術士あるいは建設コンサルタントといった形態に姿を変えて現われてくることとなる。しかし、プランナーという個人資格及びプランナーのみで構成される職能団体は未だあらわれていない。都市計画のプランナーの職能史を検討する上でこの団体を評価し教訓を引き出す事は今日に通じる普遍的な意義を持っていると言える。すなわち、何故に日本計画士会は夭折せざるを得なかったかという点である。

かいつまんで結論を述べれば、当時「計画士」に該当する人材がいるにはいたが、それも少数であり、職域も官庁がほとんどであって「計画士」という個人資格や「計画士会」という職能団体を必要不可欠とする社会的な動きになり得なかったということである。

すなわち、前節で述べた戦時中の国土計画、地方計画防空計画さらに占領地における様々な都市計画の実験を経験した都市計画プランナーはその大部分が内務省系の官僚で、極くまれに大学の研究者が参加したにすぎない。

彼らは人数も数百名と微々たるものにすぎず、何よりも、官僚であることからその技術の最大の後楯は強大な公権力であった。敗戦直後の戦災復興の時期でも事情は基本的に同じである。「計画士」という資格を持つまでもなく、彼らの多くは内務省の技師という公的で強力な“資格”を持ち、いともたやすく業務の独占を実現していた。したがって、職能団体に結集し、職能確立の運動を推進する必要はどこにもなかった。彼らにとって重要なのは技術の練磨や都市計画技術と都市計画研究の相互交流なのであって、それは都市計画協会や都市計画学会で充分満たされる種類の要求である。後に民間の建設コンサルタントが増大する中で資格制度が問題となり技術士制度が生まれたことや、隣接する建築士の分野で資格制度を生む直接の契機が「進駐軍関係工事との関係で、あちらのアーキテクトのような資格制度を望む声が出てきたこと」にみられるよう、民間の技術者が多量に存在し、その技術水準を確保するには法定資格に頼らざるを得ない場面になって始めて資格制度が社会的なムーブメントをひき起こすのである。その意味で、民間都市計画プランナーがほとんど存在していなかった昭和20年前半ではプランナーの資格制度確立を目指す職能団体は時期尚早

だったと言える。

以上のことを職能団体と教育制度の関連というやや異なった角度から見てみよう。前述した会則に再びもどってみればひとつの事に気づく。それは入会資格に実務経験はあげてあるものの専門教育は問わない点である。周知のように戦前戦中は都市計画専門教育はほとんど存在してしなかった。都市計画を内容とする講座も唯一京大土木工学第6講座のみで、したがって、職能団体が専門教育と強く結合しようと考えても不可能だったのである。

都市計画専門教育の拡充と資格制度の整備を進めながらその地歩を固めていった英国TPIと比較するとその違いが歴然とする。しかしながら英国におけるプランナーの職域も、地方政府という官庁が圧倒的に多い。この点では我が国の昭和20年代前半の事情と極めて似ている。それなのに、一方では個人の職能資格が確立され、他方では必要とされなかった。この差は未だ説明されていない。個人個人の存在基盤が「職能」という個人レベルにあるのか、それとも組織レベルにあるのかという社会のなりたちの根本問題にまで言及しなければ解けない問題を含んでいると言えよう。

ともあれ、専門職能の社会的定着のプロセスの一階梯を成す資格制度と職能団体の形成が、都市計画という極めて公共的な舞台においては一直線に進まないことを我々は知るのである。

### Ⅲ. 「高度経済成長期」昭和36年～48年（1961～1973）

#### 1. 概 略

「高度経済成長期」は、都市計画プランナーにとっても、いろいろな意味で「高度成長期」であった。急速な工業化を支えるための巨大で新しいプロジェクトが次々と試みられ、法制度も整えられた。そして、その過程で、官民の両方に職域が拡大され人材が大量に生み出された。資格制度も不動産鑑定士や地質調査技士など、公共事業の増大に対応して生み出されたが、土木施工、建設機械など土木分野での技術検定が、始まったのもこの時期の特色である。

こうした職域へ人材を送り出す専門教育はどうだったか。1960年以降は空前の理工系ブームといわれ学科の新増設、定員増が行なわれた。都市計画教育も多くは土木、建築内の一科目、一講座として強化されてゆくが、例外的に、東大都市工学科（昭和37年）東工大社会工学科（昭和41年）といった都市計画専門コースも生まれた。東大都市工が生まれて早や20年を迎えようとしている。学部レベルでの都市計画専門コースは、ほとんど増加してい



ない。土木、建築、造園のしかも大学院レベルがその責を担っているといえる。

## 2. 民間都市計画コンサルタントの成立と技術士制度の確立

現在、都市計画に関わる民間の職域は、主として都市計画コンサルタントと称する事務所とシンタンクと呼ばれる研究機関によって占められている。大手の建設会社の設計部の中に若干の都市計画部門があるにはあるが、極く少数と考えてよい。

都市計画コンサルタントの大部分は、建設省の建設コンサルタント登録規程に従い、そのうちの都市及び地方計画部門に登録している。昭和55年現在で218社を数え建設コンサルタント総数1467社の14.9%にあたる。

建設コンサルタントの定義が公的になされた最初は、昭和27年法律第184号「公共工事の前払金保証事業に関する法律」で「土木建築に関する工事の請負を業とする者または土木建築に関する工事の設計若しくは監理若しくは土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの請負若しくは受託を業とする者」とされている。

都市計画は本来公共的な業務であって、官公庁がその主流を担ってきた。民間のしかもコンサルタントという形態で登場したのはいつのことか、又、その社会的背景は何だったのか、そして、今後どのような方向へ進んでいるか、今後どのような方向へ進んでいるのか。まずはその登場の場面を見ることにしよう。

建築単体の設計、計画から1歩先へ進んで建築群、街区や地区、都市などのレベルで計画、設計を請負った最初は誰だったか。時代を明治以降に限ってみれば、銀座レンガ街をやった明治政府おかかえの外人建築家ウォートルスになるだろう。日本人では明治32年、大阪市参事会よりの委嘱を受け「大阪市新街路設計」を立案した民間建築家山口半六がその始まりとされている<sup>28)</sup>。その後「波沢のやった田園調布、小林のやった千里丘等所謂テベロッパーによる田園都市計画、各都市で行われた区画整理組合施行による宅地開発も、前者は企業内の技術家が、後者は該当市の技術者が計画、設計して来た」<sup>29)</sup>とされている。

又、終戦直後、戦災復興院に嘱託制度が設置され民間の建築事務所を主宰する建築家が任用されたのも前述した通りである。しかしながら、明治大正から昭和の20年ごろまでは、ごくわずかであって、民間の事務所に対する都市計画業務の需要が爆発的に増大するのは、戦後とりわけ高度経済成長期をまたねばならなかった。

なぜ、戦前、戦中期に民間のコンサルタントがほとんどいなかったかといえば「内務省系の土木事業では建設コンサルタントとは申すに及ばず、建設業者も育たない事情にありました。一方、鉄道、水力発電、上水道などの公益事業的で採算的にも成り立ちうる分野では、施工面は業者を育成しつつ担当させました。しかし、これらの分野でも、調査、計画、設計については、それぞれ優秀なスタッフを豊富に抱えて対処しましたので、民間の建設コンサルタントの割り込む余地はありませんでした。」<sup>30)</sup>

それが戦災復興とひき続く治山治水工事、食糧増産のための農業水利、干拓、埋立などの事業、エネルギー確保のための水力開発に至り、さらに河川の総合開発の中心としてダム建設ブームとなって公共的な土木工事業量が爆発的に増大することとなる。業務量の激しい増加に比すれば、官公庁内部の人員増は限度がある。「定員増が望めない以上、増大する調査、設計業務を消化するためには、いきおい（外部の）コンサルタントを活用するしか方法がないことになりました。……土木以外の他の工学分野でもコンサルタントを必要とするような戦後の工業の著しい復興・進歩が始まり、技術士に関する法律が制定されることになりました。」<sup>31)</sup>

つまり、コンサルティング技術への需要側からの要請の激増と、供給側の技術的裏付けとなる技術士法の確立により民間のコンサルタント市場が成立したのである。

需要側の条件は、さらに発展をする。昭和30年代の後半になると「わが国の経済成長の伸びが高まり、社会資本の立遅れが顕著となり、在来の公共、公益事業関係官公庁以外に建設関係の公団、公社が数多く設立され、これらの機関は当初から調査・設計についてもコンサルタントを活用する方針となりました。」<sup>32)</sup>

供給側も、技術士の個人資格を前提とした事務所資格とでも言える、建設コンサルタント登録規程が昭和39年に定められ、より一層条件が整備された。そしてこれを「契機として桜井、五十嵐、谷藤、奥田、浅野、本間、佐藤等建設省都市計画OBと市浦、大庭、松田等諸氏の建築事務所内の都市計画部門の拡張を行い都市計画業務を行ったのが民間都市計画家の最初」<sup>33)</sup>の一群であった。

すなわち、当初、土木工事の計画、設計の委託先として形成された建設コンサルタントのうち、特に都市、地方計画部門において、旧都市計画法による法定都市計画を担う技術者集団と、住宅団地の計画や設計、あるいは再開発事業の計画や設計などの建築設計の延長線上の技術を担う技術者集団という2つの異なったコンサルタントが生まれてきた。さらに40年代になって制度的には、新都市計画法や都市再開発法を始めとする一連の都市計

画法制が整備される。地方自治体レベルでの基本構想、基本計画などの総合計画策定も進められる。さらに、地区レベル、コミュニティレベルでの居住環境整備事業に関わる調査、計画業務が増大するに及んで民間プランナーとしての、土木設計、建築設計とは異なる独自領域を確立するに至ったのである。

つまり、民間の市場という場で専門技術のサービスが行なわれる時「技術士」という個人資格と「建設コンサルタント業」という業者資格が初めて問われる。民間における専門職能の社会的な認知は、契約関係が生じることによって、その必要性が出てくる。したがって、戦後まもなくの時期にすでに民間の工事量が多かった建築設計、監理ではいち早く建築士制度が法制化されたのに対して、圧倒的に公共直営工事の多い土木工事では10数年ののちに登録規定という形で認知されることとなったのである。都市計画も土木の一分野として大勢に引きずられながらも位置を確保してきた。

しかしながら、母体となる土木、建築の既存職能から一担分化しはじめた都市計画プランナーは、その後独自の道を歩みはじめる。そのためには、専門技術を体系化し発展させるためのビッグプロジェクトや、マンパワーの層を厚くする都市計画専門教育の充実をまつ必要があった。

さて、ここまで都市計画コンサルタントが形成される状況を見てきたが、それでは民間のしかもコンサルタントという形で職域が定着してきたことの意味について考えてみよう。2つの答えがある。つまり、ひとつには自治体や公団など公共団体の補助としての役割と、さらに、第3者という立場の違いを生かした調整役としての役割という2点である。

建設という仕事は、好・不況など社会的経済的環境の影響を強く受け、どうしても波が存在する。したがって業務量が急激に膨張する波の山の部分では人手が必要であるし、波の谷では不必要になる。内部の人員は日本的終身雇用の慣習からいって簡単に解雇するわけにはいかない。したがって外部委託が重宝がられる。

又、中央官庁の課長の数だけ日本国は存在するといわれるように、1課1法律という縦割り行政の中で、地方自治体においてもその調整は容易ではない。ここに、調整役としての第3者の専門家の登場が期待される。この調整役の活躍の場は、官公庁の内部だけでなく、都市計画や都市計画事業によって直接の利益や損害を被る関係住民が登場してくる場所にもある。それは、公権力と住民の緩衝地帯（バッファゾーン）になる場合と、住民に専門的技術を提供しつつ組織者となる場合の2つがあ

る。

現在民間都市計画コンサルタント事務所に所属するプランナーたちは、ほとんど公共のクライアントからの調査研究業務を受けながら、上記3種のコーディネータの役割をその時々に使っているのが実態であろう。

### 3. 都市計画法制の整備と官庁プランナー

高度経済成長期の特徴を都市計画行政の面からいえば、近代都市法の確立期ということになる<sup>34)</sup>。特に昭和43年に成立した新都市計画法と、44年に制定された都市再開発法は、全国の地方自治体の都市計画行政組織を整備し、官庁プランナーのテリトリーを一層強固なものとする1契機となった。

昭和35年以降の高度経済成長期前期には、産業基盤優先の公共投資が強力に行なわれ、大都市圏へは資本と人口の過度の集中が進められた。都心機能の混乱や都市緑辺部における無秩序な開発は、大正8年制定後大きな改正をしていない旧都市計画法及び都市計画行政では、もはや制御不能なまでに都市建設のポテンシャルが高まっていることを示していた。

スプロールを規制し効率的な公共施設整備を行なう。又、都心部の更なる高度利用をスムーズに進める。「総合的な土地利用計画とこれに基づく規制のための制度を確立すべきである」<sup>35)</sup>との論調で法体系及び行政組織の整備がはかられた。

「都道府県は、区域区分をはじめ、広域的あるいは根幹的な都市計画の決定権限を委任され、市町村の決定する都市計画を承認する権限を与えられたことにともない重大な行政責任を負うこととなり、行政事務量も飛躍的に増加した」<sup>36)</sup>それに対して、市町村レベルでは、約1800のうち政令指定都市を中心とした数十でしかないが、しかし、ともかくも、計画行政を担う力を身につけてきている。特に、市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引きのプロセスを通して、各地方公共団体の中に、都市計画行政が確立し、人も育つという状況であった」<sup>37)</sup>とされている。

一般にパイオニア的な都市建設（街づくりの実験）がなされる時、そのプロジェクトを介して多くの人材が育つと言われている。と同様に、全国共通の普遍性をもった方式で計画化を図る場合も、各自治体にかんがりの人材を育てる効果があることがわかる。

旧都市計画法による都市計画は街路を中心に、公園、地域地区を付加したものであり、かつそれを実現するための区画整理事業というのか組み立てであった。したがって組織的にいっても土木部の一課として都市計画課がお

かれていたところが多い。新法に改正されて以後、独立した都市計画部や課あるいは局をもつところもできてきている。

こうして、官庁の法定都市計画に携わる人材が、法改正にともなって増大しており、欧米と比較しても何ら遜色のないプランナーも現に存在していると言ってさしつかえないであろう。しかし、彼らは意識の上でも世論の認知という点でもプランナー（あるいは都市計画家）という称号はもたない。あくまで行政マンとして都市計画部局に在任しているにすぎない。これは一体どう考えたらよいか。

都市計画行政の権限と技術者資格について、興味ある議論がこの10数年前にすでになされている。石田頼房によれば、1950年6月に都市計画協会企画委員会がまとめた「都市計画法改正基本要綱集中間報告」は、その改正の骨子を5点にまとめている。そのうち、第1と第2に以下の記述がある。

- (1)市町村は市町村計画（内容的には都市計画）を定めることができるとして基本的には都市計画の決定権を市町村に移譲するとしたこと、
- (2)市町村が市町村計画を定めるには、一定を資格者を置く必要があるとしたこと<sup>38)</sup>

つまり、都市計画がどのような技術者によって担われるかという専門職能の問題は、実は公共団体の権限と計画能力というレベルの問題に密接な関わりをもつということである。

都市計画は本来その地域に責任をもつ自治体（市町村）が行なわなければならない事務であるとしたうえで、なおかつ「市町村が決定出来ない、言いかえれば計画を策定する能力が足りないという理由で権限を県知事に留めよう<sup>39)</sup>」という考えが背後にうかがえる。先にみたように、実際には一定の事務を権限とともに移譲することによって人材即ち行政能力は高まるのである。

資格者という表現から推察するに「計画士制度の様なものを創設しようというものが<sup>40)</sup>これは、市町村の計画行政能力を高めるという方向からすれば、2つのまったく異なった結果を生み出す可能性をもっている。つまり実際には「有資格者をあまり作らないことによって市町村は計画を立案出来なくなり、実質的に決定権限が県知事に留まる効果を期待していた<sup>41)</sup>」という面と、資格者を大量に、組織的に養成しうるものがもし可能であるならばそこに依拠し都市計画をテコとして地方自治を一気に徹底化できるという面である。

前節でみたとおり、我が国のプランニング風土では、計画士といった個人に属する専門性より、行政という「公共性」が前面に出てくる。又、計画士を供給する都

市計画専門教育は現在でさえも独自の体制を確立し得ていない。専門職能に関わる個人資格は、そういった社会的諸力の微妙なバランスのうえに制度化されていくものであることがわかる。

#### 4. 都市再開発事業の発展とコーディネータの発生

昭和36年は、都市再開発事業にとって、1つの転機をなす年であった。防災建築街区造成法と市街地改造法（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律）が公布、施行されたのである。

当時、都市不燃化の流れを組む再開発事業法としては耐火建築促進法（昭27年公布）があった。これは、当初、点的な建替え不燃化であったのが、共同で線的に防火建築帯を造成する事業手法として発展しつつあったもので、さらにこれを街区単位で、共同建替えをはかるために防災建築街区造成法が生まれた。点から線へ、線から面へ、いわば0次元から1次元、1次元から2次元への発展といえる。

都市不燃化は、江戸、明治以来我が国の都市計画における重要な柱の1つであった。特に、京都や金沢など極く一部の都市を除いて焼土と化した戦災の後、昭和20年代には、都市建設の推進力として都市不燃化運動がきわめて大きなエネルギーを発揮した。鳥取（昭和27年）や熱海（昭和25年）を襲った大火も、人々に木造市街地の脆弱さ、都市不燃化の重要性を頭に焼きつけるに格好の材料であった。しかしながら、都市をより安全にするという高邁な理想だけでは事は進まない。現実の都市の下部構造である経済活動の論理を動かす必要があった。

したがって、実際に建て替えられ建設された防火建築帯は、市街地の中心部、駅前には商店街が多い。不燃化という理想をかかげながらも、資金力の有無、建て替えによる直接的な利益を受けるか否かが、再開発のポテンシャルを決定するのだった。

耐火建築促進法をより充実させ、街区全体を一体として再開発することを可能にする。また、建設主体である組合を運営し、事業を推進していくことに対する資金的な援助をするといった新しい事業法ができた。これが、防災建築街区造成法である。昭和35年以降、経済の「高度成長期」が始まり都市内の経済活動が上昇の気運を高めると相呼応して、より合理的でより進みやすい法制度が求められたのである。

2つの法制度によってできあがったビルやビル群を比較してみると、空間上形態上あきらかに異なっている。防災建築街区はいろいろ多様であるが、防火建築帯に比べ概して規模が大きい。防火建築帯は原則として3階建

での耐火造で街路に沿った細長いビルである。土地の高度利用ということも宣伝されたが、せいぜい、隣同志の境界壁を共同の壁1枚で済ます。その程度の中身でしかなかった。したがって、当時の担当者は、地方自治体の建築技術者であったが、地元の説得から、基本計画、融資のあっせんまで、かなり幅広い仕事を部局内部でこなしていた。<sup>42)</sup> 関係権利者数も未だ少なく、技術そのものも揺籃期であった。地元の篤志家と現場の担当者の情熱で、様々な工夫をし実現してゆくことが可能な、生成期の事業だったといえる。

それに対して、防災建築街区はその名が示すとうり、街区の指定を行ない、その内部で合意に従って様々な規模のビルに共同建替えをする。街区全部を一敷地として一棟の巨大な高層ビルに建て替える場合もあるし、一部合意を得られない部分を残したまま、いびつな形状のビルになっている例も、まれではあるが存在する。一街区一棟から数街区数棟に及ぶものまでいろいろある。高さも3~4階から10階程度までヴァリエティに富んでいる。<sup>43)</sup>

縦、横、高さにわたる各々の規模拡大は、ハードな面では、敷地計画、街区計画といった、建築単体と地区計画の2つのレベルの中間に位置する技術を必要としたし、ソフトな面では関係権利者、参加組合員数の数の多さを意味し、事業推進の前提ともいえる合意形成、権利調整の技術を必要とすることとなった。再開発事業法として法体系が整備される一方、担当する技術者に求められる技術力は高度化し、複雑化した。又、事業は全国いたるところで活発に行なわれ、再開発を専門に行なう技術者に対する需要はこの時期急増している。いわば、再開発に関わる技術者は、量的にも質的にも飛躍することが求められていた。

当時、自治体や公団などでこれらの再開発事業を通じて多くの人材が輩出される。建築系出身のこれらの技術者達は、現実の事業を推進調整する多忙な業務の中で、従来の建築設計や、団地計画とは異なる職能がそこにもとめられていることを実感として感じ、その中から、民間のコンサルタント業として独立するものがあらわれる。再開発コーディネータの誕生である。

当時、住宅公団技師として、大阪上六の防災建築街区などに携わり、その後、建築設計事務所を経て、再開発専門の事務所を設立したコーディネータの草分けともいえる藤田邦昭は、その前後を振り返って以下のように述べている。

「当時（昭和30年代前半）は区分所有法がなく、縦割所有による計画で、事業担当はその調整に苦慮した。しかし、これらの調整業務を通して、この種の計画には

コンサルタント業務が必要不可欠条件であるとの認識の浸透のきざしが、この頃から現われ始める。」<sup>44)</sup>そして、氏自身がその役割を担っていくこととなる。

又、同時期併行して公布施行された市街地改造法についても「全国で15地区が事業化されるがとくに神戸市においては安好匠（当時再開発課長、現教育長のもとで実施され、市内大橋地区で6棟、関係者187名~108名で昭和38~40年に竣工した。この中で数々の貴重な実績の積み重ねが行われ、今日もその成果は神戸市の各事業および全国のモデルとして受け継がれ、またこの事業担当者の中から多くの専門家を輩出した」<sup>45)</sup>と述べている。プロジェクトは人材なくしては成功しないが、技術革新ともいえる新しい内容を持ったプロジェクトは、その中で人材を生み育てるものなのである。

かくして、駅前商店街を中心とした都市内の経済力の高まりと、都市再開発法制度の整備を契機として、従来の建築技術者の職能から再開発プロパーの技術者が分化しはじめ再開発コーディネータとしての専門職能形成の道を歩み始めるが、かれらが職能的な団体を結成し社会的な運動を展開していくためには、8年後の都市再開発法の成立を経て、さらにその後10年という時間を費さねばならなかったのである。

土木系の施設設計計画の延長線上の職域として形成されつつあった建設コンサルタントの一分野に、こうして建築系技術者の進出の橋頭堡が1つ築かれたのである。

## 5. ニュータウン建設技術とフィジカルプランナーの発展

都市計画の母国といわれるイギリスにおいて、プランナーが急増したのは、1940年代後半のニュータウン開発ブームの頃であった。ある意味では、日本でも事情はよく似ている。1958年に着工された大阪千里ニュータウンを始めとする日本型ニュータウンの建設技術は、大都市近郊にそれまで経験したことのない大ベッドタウンを出現させただけでなく、我が国の都市計画プランナーの世界に、ニュータウンプランナーともいえるフィジカルプランナー群を大量に輩出した。技術革新というには余りにも総合的でスケールの大きい、いわば技術突破ともいえる建設技術の飛躍がある時、その波及効果は、新しい専門職能を社会に生み出すところまで至る。

当時のニュータウン建設前夜の技術者たちの期待はどうであったか。「住宅公団関係者は、公団団地建設における行詰りの打開策として、ニュータウン方式に期待をもち、国家公務員とくに建設省関係者は従来の土木系都市計画事業にかわる総合的都市建設事業（建築系）に対



して期待をもち」<sup>46)</sup> 地方自治体の先進的なモデル事業に対して惜しみない援助をおくった。その結果、職域でいえば、地方自治体、日本住宅公団、地方住宅供給公社といった公的デベロッパーの中と、一部の民間都市計画コンサルタント事務所の中に、ニュータウンの計画、設計に携わる、新しい技術者が生まれ出ることとなった。

日本住宅公団は、昭和30年に設立されて以降、約四分の一世紀の間に「100万戸を越す住宅の供給、管理を行ない2.5万kaを越す宅地開発事業を行なってきた世界最大のデベロッパー」<sup>47)</sup>で、かつ約5900名の住宅及び住宅地建設にかかわる技術者集団という性格を持っていた。「技術者集団としての公団は実は、住宅建設部門と宅地開発部門という2つの異種の集団が合わさって出来ているもので……前者は不燃の集団住宅を建設するための建設技術者を中心として構成されたものであり、後者は日本の都市計画技術の重要な柱である区画整理に携わる技術者を中心に構成されたものであった。」<sup>48)</sup>

公団が大都市圏をまたにかけた広域的な公的デベロッパーであるのに対して、地方自治体単位で住宅供給公社も生まれた。「地方住宅供給公社は地方住宅供給公社法が昭和40年に公布施行されて以来現在（1981年）までの16年間に、47都道府県と9市（横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、福岡、北九州）の56公社が設立され、これに従事する役職員は約5,300名（うち専任4,500名）で日本住宅公団とほぼ同じ組織人員であり、年間の供給戸数は約2万戸となっている。」<sup>49)</sup>公団、公社の職員を合計すると約1万名となり、このうちの何割か、数千名に及ぶ技術者が、ニュータウンになんらかの関わりを持ったと考えて差しつかえないであろう。さらに、自治体内部に生まれたニュータウンプランナー群も無視できない。

地方自治体が独自に持った典型的なニュータウンプランナー組織としては、何ととっても大阪府企業局を上げないわけにはいかない。最盛期には、宅地開発部のみで約200名。そのうち、事務系：技術系＝2：8という地方自治体の一部局としては、特殊な専門スタッフ集団であった。さらに土木：建築：造園＝8：6：1<sup>50)</sup>という3分野を中心とした混成部隊である。我が国都市計画界の技術的背景及び出身構成は、この3分野が母体である。人的構成の面からみてもニュータウン建設技術は、都市計画技術の一典型であることがわかる。

さらに、人的構成の実態を詳しくみるために、出身と所属部課についてみると、課のレベルでは、3分野の出身者がもれなく配属されているが、係レベルになると、ほとんどで土木職、建築職が明確に分離されている。

土木、建築混成は、積算と宅地造成に限られている。例えば、建設第一課の調整係と宅地計画係はともに建築出身者のみで構成され6名、それに対して施設計画係は土木出身者が5名、造園出身者は1名である。係は、名称からみても技術対象別、出身別の分担になっている。したがって、上記の事実はこの時点（1967年、11月）で、ニュータウン建設技術のかかなりの部分は、土木に基盤を置くのか建築に基盤を置くかという区分がすでに明確になっていたこと、いかにいえば出身分野による業務分担が組織構成の原理として採用されるほど技術の体系化が完成の域に入っていたことを物語っている。更に重要なのは、積算及び宅地造成は同じ文脈で語れないという事実である。とくにここでは宅地造成における土木、建築技術の融合に注目しておきたい。

ニュータウン建設技術は、その内容からいって大量敷地供給技術、大量集合住宅供給技術及びそれらを総合する土地利用計画技術の3本柱によって構成されている。さらに、この3種の技術は、各々異種技術総合型の技術革新、既存技術継承発展型の技術革新そして外国技術導入型の技術革新がなされている。大量敷地供給技術の核は大規模な丘陵地を短時日のうちに住宅地につくりかえる宅地造成技術であって、これが土木と建築の混成部隊によって担われているということは、まさに、そうした異種技術を総合化する技術革新の所産であることを如実に物語っている。

宅地造成技術は、千里、泉北といったニュータウン建設を通じてほんの数年で完成させられた。実践の中で技術者が育ち、技術としてルーチン化され、やがて36年の宅地造成規制法、39年の住宅地造成事業法、さらに都市計画法の開発許可制度を経る中で法制度上も整備がすすむ。

我が国において宅地造成プランナーという資格制度は存在していない。宅造法第9条2項および同施行令第18条で、土木と建築出身者で一定年数の実務経験があるものを設計者の資格として定めているだけである。国家試験もなく、実務経験も「土木又は建築の技術」という抽象的な規定で特別な経験は要しない。建築士や技術士などに比べゆるやかな資格制度といえる。

建設に関わる法制度による規制には、できあがった物の最低基準を規制するものと、設計、工事監理を行なう技術者の水準によって規制する2通りのやり方があるが、宅地造成についていえば、後者はあまり重要視されず、前者を中心に規制がなされている。技術者資格は、さほど厳しく問う必要がなく、できあがった物に対する規制だけで充分なのか、それとも、水準を判定するに足るだ

けの技術の体系性が欠けているのか。そうだとすれば、専門職能としての形成の度合いは極めて低いと言わざるを得ない。今後解明する必要がある問題であろう。

#### 6. 行政の計画化と政策プランナーの形成

いつの時代にも、国全体あるいは地域ごとの政策決定に関わる専門家は存在する。元々都市計画とは都市空間地域空間の将来像に関わる認識と制御の技術体系であるから、本来政策決定システムと深く結びついているはずである。ところが、出発点が、道路、公園、建築物で、区画整理事業を主たる媒介として進んできたのである。都市の社会的経済的な側面まで守備範囲に入れた文字どおり総合的な計画技術体系にまで飛躍するためには、いくつかの契機がなければならなかった。そういった点で、画期を成すのが、高度経済成長期以降の地方自治体の企画部局を中心とした計画行政の高度化と、そこにおける政策プランナーの形成である。

「わが国の地方自治体において、企画部門が設置されたのは、大体昭和35年から40年にかけてであった。それは、経済の高度成長を背景に第1次全国総合開発計画（昭和37年）が打出され、地域開発を中心として、行政機能が飛躍的に拡大してきた動きと相応するものであった。」<sup>51)</sup>

都市計画部門が土木職を中心に、建築職、造園職という技術職によって構成されているのに対し、この企画部門の主流は事務職によって占められ、極く一部分に技術職である都市計画プランナーが進出している。この部局が主として担当しているのは自治体の長期的な総合計画である。

地方自治法が昭和44年改正され市町村には基本構想の策定が義務づけられた。法第2条5項では「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」となっている。

国全体でも全国総合開発や、経済計画の策定、見直しを重ねられる中で、開発政策、経済政策の高度化が進んでいる。地方自治体においてもその影響は強く受ける。基本構想は、単なる絵ではなく、基本計画、実施計画をその後にもとめる。計画は、1度策定されれば完了するわけではなく、ローリングシステムによって、くりかえし見直され修正される。計画に具体性がもたらればられるほど、社会経済計画を踏まえた、都市の物的計画の重要性が高まる。かくして、都市計画プランナーに対する政策マンとしての需要、政策に関わるプランニング

需要が急増している。

1970年はシンクタンク元年と言われている。<sup>52)</sup> 行政内部のプランナーの強化だけでは、質的にも量的にもこなしかねない分は、民間の調査研究機関（シンクタンク）に委託される。都市計画コンサルタント事務所のうちでも、この分野に関わる場所は、経済学や理学系の調査研究機関とともにこうしてシンクタンク業界を形づくっており、政策にかかわる民間プランナー独自の職域形成が進んでいることを示している。

#### IV. 「低成長」期 昭和49年～（1974～）

##### 1. 概 略

「高度成長期」の後半は、その矛盾が、様々な都市問題、環境問題という形で顕在化するのに対応して、問題解決型の技術が要求された時期であった。1973年の石油ショック以降、この傾向は定着しており、巨大な新規開発から、小規模な再開発へ、ハードからソフトへと、建設を支える思想そのものが間い直されている。

開発政策、建設プロジェクトをめぐる、その波及効果、フィージビリティについて一層精緻さがもたれられ、それが政策プランナーへの需要を高める一方、現実のプロジェクトの実現性を直接担保するコーディネータに対する需要も増大している。

又、この時期の重要な動きとして忘れてはならないのが1980年の地区計画制度の創設である。法制度自体の評価については、今後の展開をまたねばならないが、その生まれた背景には、70年代の地区単位での各種の居住環境整備事業や計画行政の経験があった。勝田市、茨木市などの細街路整備、高山、京都、横浜、神戸などの景観保存、さらには、神戸市の丸山、板宿、真野、大阪豊中の庄内など住民参加型の地区計画の実践、既成市街地の整備が先駆的に試みられた。

建築基準法及び都市計画法の一部改正による法定地区計画制度が、真に地域住民自らの街づくりの道具として機能していくためには、70年代の各地の経験からも明らかのように地域と住民に深く根ざした専門家、すなわち都市計画プランナーとりわけコーディネータがいかなる役割を果たすのかを鋭く問われているといえる。

このような状況を反映し、都市計画学会を中心として、プランナーの職能と教育をめぐる議論が盛んであるが、現実には、プランナーという広い範囲で専門職能化を進めようという動きは弱く、再開発コーディネータの協議会発足や、区画整理の技術検定の発足といった、個別分野ごとの、しかも民間の職域に根ざした動きが顕著であ

る。

## 2. 再開発事業の高度化とコーディネータの専門職能形成

昭和54年10月15日再開発コーディネータ協議会が発足した。これは「関係者（建設省担当者のことか？）より再開発コンサルタントの業界窓口設置の必要性あるとの示唆を受け」<sup>53)</sup>、会長高山英華（東大名誉教授）常務理事小倉伝治（都市総合計画）同平野晃（不動産鑑定士）同藤田邦昭（都市問題経営研究所）といった陣容でつくられた民間の再開発コーディネータを業とする技術者たちの団体である。

先に述べたように官庁建築技術者の内部に生まれた再開発コーディネータの萌芽は、事業の多様な展開と都市再開発法の成立を始めとする法制度の整備拡充を背景として、その職域を民間コンサルタントとして着々と形成し、専門職能団体ともいえる組織を結成するまでに発展してきている。

この再開発コーディネータの職能がいかなるもので、今後どのように発展してゆくのかを占うために、その成立に至る流れを今しばらく検討してみる必要がある。前出の藤田邦昭によれば、再開発にかかわる専門家グループとしては①建築系を中心とした「計画的な部門を受けもつ技術集団」②「商業系や造形グループの人達」③「商業系・住宅系のディベロッパー」の3つの流れがあったとして、各地で具体的な実践を展開している後2者に対して、①の建築系計画技術者集団がのりだしていくには、技術的にはかなりの飛躍があったと言っている。つまり、オリンピックや万博、ニュータウンなどを頂点とした大規模プロジェクトの計画立案とはやや質的に異なるあらゆる再開発の「本格的な検討と分析、実現のためのプログラムの策定、意見の集約、伝達のシステムと展開手法の本格調査解析」<sup>54)</sup>が真にもとめられているとのべ、ソフトな分野での高度な技術領域であることを示唆している。そして、自分自身の事務所の現時点における業務を以下のようにのべている。

「現在、筆者自身の携わっている業務は、関西を主軸に、全国各地の再開発事業を実施するための諸調査、何をつくるかの企画、成立条件の整理、事業実施のための戦略、プログラムの作成、資金経営計画と基本構想図の作成、現地カウンセリングが主たる内容で、行政機関と街の一般市民の共同体からの委託により仕事を行っている。いわゆる設計業務は一部基本計画図作成を除いて行っていない。」<sup>55)</sup>

つまり、当初母体となった建築技術とは若干の関係を

保ちつつも、完全に別個の独立した職能として分化をしていることがわかる。

業務規模は、ますます大きくなり、法制度も幾度か改正を重ね高度なものとなる反面、「市民意識はますます多様化し、市民の財産に直接かかわる再開発事業の実施は、容易ならぬ様相を次第に濃くしてくる。」<sup>56)</sup>ある事業では「昭昭41年から事業完成の昭和45年までの間に、地元会合だけでも133回」<sup>57)</sup>又、別の事業では「昭和45年4月7日の都市計画県告示から同年6月23日の縦覧開始の2ヶ月半に20回の深夜に及ぶ会合をしたと記されている。」<sup>58)</sup>関係する住民、権利者にとっても莫大なエネルギーがいるが、かかわるコーディネータも並大抵のことではない。「どれだけの法整備が行われても、どのようにすぐれた提案が行われても、現場での作業に膨大な人的エネルギーが必要となった」<sup>59)</sup>法制度の整備を担う政策プランナーや、見ぼえのよい構想提案をし計画図を作成するフィジカルプランナーは、もちろん必要不可欠であるが、現場におもむいて困難な権利者間の調整を行わない、不動産や税理、法律などの他方面の専門家と協同して事業をすすめる、そういったコーディネータのパワーが何といても決め手となっているのである。

再開発コーディネータ協議会の会員数は昭和57年11月現在で、正会員77社、建築系の都市計画コンサルタント事務所が圧倒的に多いが、商業施設系、不動産（鑑定）系も合わせて十数社みられる。1社平均数名のコーディネータがいると仮定すると全国で数百名のオーダーとなる。1、2級建築士が約53万人（昭和54年）、土木施工管理技士が約50万人（昭和54年）である。建設部門の技術士にしても5,570名（昭和56年）というオーダーになる。数的にいえば未だ貴重な存在であるといえよう。

現在、当協議会は社団法人化をめざして活動を盛んに展開している。その中では、コーディネータの個人資格の問題も含めて論議されている。都市計画全体に関わるプランナーの資格の必要性がいわれて早や30有余年が過ぎた。総論が未だ成る前に、各論ともいうべき分野で、専門職能化の胎動が始まっているのである。

昭年58年制度化され最初の技術検定が行なわれた区画整理士も、同様の傾向として注目される。

こうした動きを、技術の発展と専門職能の形成という視点からみると、以下の3点にまとめることができる。

第1に、官庁における技術の発生と、民間への移転という点、第2に、民間での専門技術者の増大が、団体の結成を始めとする専門職能化を進む契機となる点、第3に、都市計画技術全般にわたるプランナーの専門職能化よりむしろ、各論にあたるサブプロフェッションにお

ける職能形成が先行する傾向にある点。

しかしながら、現実の職域の確立という1つの要件は満足したとしても、もう1つ、教育の問題が残る。高等専門教育の新設をはかる、あるいは、既存教育制度との密接な連携を強めるなど、この分野における職能団体のとりくみが決定的な要因となるであろう。

## V. まとめ

①我が国の都市計画技術及び都市計画プランナーは、以下のように発達してきた。まず、道路、公園、地域地区という個別の既存技術を基盤としながら、さらに総合的な計画技術を指向するが、それが実現する契機となったのは第1に、震災や戦災などの復興事業であり、戦中の占領地都市計画や、「高度成長」期におけるニュータウンなどの巨大な実験であった。こうした焼け跡復興型やプロジェクト型の都市計画技術は、一時期に集中して計画事業組織を生み出し、その中で、特定の専門技術に特化したフィジカルプランナーの集団を輩出した。当初官公庁に生まれた技術と専門職能は、事業量の爆発的増大と、土木、建築を中心とする理工系専門教育の整備に伴って、民間の職域に移転された。民間都市計画コンサルタント事務所の成立である。

「高度経済成長」期は、一方で巨大プロジェクト型の技術を開花させつつ、他方で更なる総合技術を準備した。激化する都市問題、環境問題に対処しながら資源の合理的な配分を図る。地域情報の認識と将来像の科学化が求められ同時に、事業、規制、誘導といった実現手段のリアリティが求められた。計画行政の高度化と整備・コントロール型の都市計画技術が必要とされた。政策プランナーと、コーディネータという新しいサブプロフェッションが出現することになった。前者は、地方自治体における企画部局やシンクタンク等の、職域の成立にともなって、後者は、再開発事業や住民参加型の居住環境整備事業など現実の事業展開の中で専門職能として形成されつつある。

したがって、我が国における都市計画プランナーは、フィジカルプランナー、政策プランナー、コーディネータという、その誕生及び発展の契機と経路の異なる3つのサブプロフェッションから構成されていると考えられる。都市計画プランナーの職能の不明確さと多様性についての1つの解は以上の事実から説明されるにちがいない。

②専門職能形成プロセスは一般的に以下のような。各々の時代の「社会的、経済的要請」に基づいた「テーマ、課題」に応じて、各論に相当する個別の技術

領域が形成される。技術を総合化する「ビックプロジェクト」や、技術を体系化、普遍化する「法制度」を契機に新しい専門職能が生み出される。しかしながら、「資格制度」や「職能団体」の成立に至るのは、ほとんどの場合「職域」でいえば民間に技術者が大量に生み出される時に限られる。したがって、純粋な職能団体は少なくむしろ業者団体という形が多い。

以上の現象は欧米のアーキテクトやプランナーの職能形成プロセスと比較すると、極めて特異な日本の特質といわざるを得ない。(例えば、英国におけるプランナーは、主な職域は行政内部であるにもかかわらず、個人資格と職能団体は確固として確立されている)このことは、我が国と欧米諸国における、「職能」概念および「公共」概念の差異によってある程度説明が可能である。すなわち、欧米では、職能が固定的であり閉鎖的である。職能間の対立、生存競争も厳しく、自己の領域を確固とした殻で守る必要がある。それに対して我が国においては、職能間の境界は、あいまいであり、柔軟性、流動性に富んでおり、それがゼネラリストを生む条件ともなっている。異種職能間における技術的な相互乗り入れ、新しい領域への進出がいとたやすく行なわれる。職能間の生存競争原理よりむしろ「棲みわけ」<sup>60)</sup>原理の方が強いといえる。又、職能の柔軟性、流動性の一方で、土木、建築といった「出身」による職域、ポストの固定性が対照的であり、これも一つの特徴をなしている。

以上のような「職能」概念の差異とともに、いまひとつ重要なのは「公共」概念の差異であろう。我が国の都市計画プランナーは官公庁に所属することによって個人としての専門的な資格を問われない。都市計画の機能及び権限はともに個人ではなく「公共」の機関に属するとの認識があるようだ。たとえ「公共」ではあっても最終的な権限と責任が個人に帰する欧米とは、「公共」の果す役割、権能に違いが見られる。すなわち、建設にかかわる社会的なシステムの中で、公権力の果す役割がきわめて大きく、その力が強大であるという点、換言すれば官僚制の問題が横たわっているといえる。

かくして、彼我的社会的背景の差異は、専門職能形成のプロセスの差異を生み、さらに都市建設、住宅建設の進め方の差異となっていくのである。

(了)

## 文 献 及 び 注

- 1) 高山英華：私の都市計画史，都市計画No.122,1982,6 P.2
- 2) 同上



- 3) 同上
- 4) 同上
- 5) 同上
- 6) 越沢明：満州都市計画における緑地の制度，都計学会論文集No.17,1982,P.61
- 7) 建築学会：近代日本建築学発達史，1972，P.1094
- 8) 厚生省社会局住宅課技師早川文夫は，さらなる総合化の必要性を以下のように強調している。  
「もっと広い意味の建築行政として，指導行政たる都市計画や厚生省の住宅行政や商工省の建築資材行政をも包含してもよい時期に達しているのでは無いか」（「建築行政」昭和15年11月号P.14）
- 9) 和歌山県に「奉職している」「都市計画実務者」という立場から島正一郎は「圧倒的な勢力を振ふ土木側出身の都市計画技術者間に介在する極めて少数なる建築技術者の一人」として「都市計画一區画整理＝絵画」を都市計画一〔區画整理＋建築行政〕＝絵画の様に「改訂したい」と述べている。  
（「建築行政」昭和13年4月号P.35）
- 10) 吉野正治：都市計画とはなにか，1970,12,P.139
- 11) 同上
- 12) 同上，P.134
- 13) 建築学会：前掲書7），P.1099
- 14) 小宮賢一：建築基準法制定の前後，土地住宅問題No.60,1979,8,P.45
- 15) 同上
- 16) 石丸紀興によれば13都市となっている。：戦災復興院囑託制度による戦災復興計画と計画状況に関する研究，都計学会論文集No.17,1982,P.444
- 17) 小宮賢一：前掲書，P.38
- 18) 日笠端：都市計画研究10年の歩み，新都市，1957,1,P.33
- 19) 同上
- 20) 都市計画協会：建築第1線の人々と語る，新都市，1948,12,P.30
- 21) 石丸紀興：前掲書16），P.440
- 22) 川上秀光：日本の都市計画史，都市問題講座7巻1章B，P.45
- 23) 山田昭夫：都市計画思潮の歴史的展望，建築雑誌，1952,12,P.852
- 24) 日本科学史学会編：日本科学技術史体系16，土木技術，1970,5,P.467
- 25) 前島康彦（無署名）：ある都市計画家の一生——秀島乾さんのこと，新都市，1973,3,P.45
- 26) 前島康彦氏に対するヒアリングによる
- 27) 小宮賢一：前掲書14），P.51
- 28) 藤森照信：明治の東京計画，1982,11,P.263
- 29) 平井昌信：民間都市計画プランナーに抱くイメージと期待，都市計画No.106,1979,5,P.10
- 30) 横田周平：わが国建設コンサルタントのこれまでの歩み，土木学会誌，1972,5,P.3
- 31) 同上，P.4
- 32) 同上，P.4
- 33) 平井昌信：前掲書29），P.10
- 34) 五十嵐敬喜：現代都市法の生成，1980,11,現代都市法の状況，1983,7
- 35) 建設省：建設省30年史，1978,6,P.111
- 36) 宮澤美智雄：都市計画法，都市再開発法，建築基準法10年の評価，建築雑誌No.1151,1979,6,P.15
- 37) 藪原敬：市街化区域，調整区域の区分がもたらしたもの，都市計画No.119,1981,12,P.24
- 38) 石田頼房：地域計画，都市計画の歴史，建築学便覧P.1902
- 39) 石田頼房：都市計画119,1968年都市計画法の歴史的背景と評価，昭和56,12,P.11
- 40) 同上
- 41) 同上
- 42) 当時の大阪府担当者細田茂氏，大阪市担当者前野良規氏のヒアリングによる
- 43) 住田昌二他：民間再開発事業の成果に関する調査研究，1972,3
- 44) 藤田邦昭：実践としての再開発，1980,12,P.53
- 45) 同上，P.54
- 46) 片寄俊秀：ニュータウンの建設過程に関する研究，学位論文，1977,3,P.41
- 47) 建設省住宅局住宅・都市整備公団監理官室：住宅，都市整備公団の設立について，住宅，1981,11,
- 48) 本城和彦：日本住宅公団の足跡をふりかえって，住宅1981,9,P.8
- 49) 社本孝夫，笹井俊克：地方住宅供給公社のあゆみと今後の方向，住宅1981,6,
- 50) 片寄俊秀：前掲書46），P.305
- 51) 中村五郎：市政における企画調整の位置付け，都市問題，1981,11,P.3
- 52) 総合研究開発機構編：シンクタンク年報1979，p.viii
- 53) 大谷昌夫：再開発コーディネータが一堂に集うまで，再開発コーディネータ協議会会報創刊号，1980,6,P.5
- 54) 藤田邦昭：前掲書44）
- 55) 同上，P.11

56) 同上, P.61

57) 同上, P.61

58) 同上, P.61

59) 同上, P.61

60) 「社会学的にみると、相似た生活形をもつ種は、無

益な生存競争をさけあって、おのおのの生活空間を  
もってたがいにすみわけている”……すみわけは種  
の分化を促進する大きな原動力である。」河合雅雄：  
原色現代科学大事典6巻（人間），学習研究社，  
昭和43年11月，P.41

（昭和58年11月8日受理）

### Summary

This is a study on the professionalization in city construction and housing. Especially in Japan, the profession of planners has been not established yet. A concept of planners is not clear. Because their technical fields are wide, and their workplaces are variable.

That is three sub-professional groups.

The first is physical planner.

The second is policy planner.

The third is co-ordinator.

There are differences about their births and growths. So it is hard for hole planners to professionalize, and the legal qualifications and the professional educations must be different in three fields.

Generally speaking, a professionalization process is following, that is, social request occurs, model project and some experiments are tried, manpower increases, private offices are born, and legal system is often formed at the same time. Legal system is almost concerned with projects, offices and technical qualification. But in Japan, it is rare case that professional qualification is formed. This is a difference between Japan and European countries. And it is explained with the fact that “profession” and “public” concept are different between this and that.